

社会資本整備審議会建築分科会  
建築物等事故・災害対策部会（第9回）

2007年10月30日

**【事務局】** 本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。定刻でございますので、本日の会議を進めさせていただきたいと思っております。

私、事務局を務めさせていただきます、〇〇の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、マスコミ等の取材希望がございますので、よろしくお願いいたします。

なお、部会の議事につきましては、分科会に準じまして、プレスを除き、一般には非公開となっております。また、議事録は、委員のお名前を伏せた形でインターネットなどにおいて公開することといたしたいと存じますので、あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

初めに定足数の確認ですが、本日は委員総数の3分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、社会資本整備審議会令第9条によりまして、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧をごらんいただきたいと思います。資料1から資料11までございます。ざっとお目通しいただければと思います。もし、不足などございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。よろしいでしょうか。参考資料3つも含めてでございます。

なお、各委員におかれましては、配付の資料のうち、資料1、前回の議事要旨につきまして、毎回恒例で恐縮でございます。ご意見などありましたら、来週いっぱいまでに事務局のほうまでお申し出いただければと存じます。

それでは、これからの議事運営につきまして、部会長、よろしくお願いいたします。

**【部会長】** 本日は、皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから第9回建築分科会の建築物等事故・災害対策部会を開催したいと思っております。

資料1については、今週いっぱいにご連絡いただいて、それがなければ、ホームページに公開ということでよろしゅうございますね。ということにさせていただきたいと思いま

す。

本日の議事は、お手元の議事次第にございますように、1番目に報告ということで、最近の事例ということと、ちょっと特別に3番に、総務省からの勧告というのが皆様方の資料7でお手元にあると思います。これは報告でございます。議事に関しては、本日、皆様方にご意見を伺う項目として、2、3、4というのが主な議題ということで聞いておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、最初に議事次第の3に移らせていただいて、報告ということで、建築物等における最近の事故事例、平塚市内におけるエスカレーター事故と、エレベーター等において強度の低い鋼材の使用、住友重機械工業社製の減速機を使用したエレベーターの強度不足というこの3点につきまして、資料2、3、4、5、一括して事務局からご説明をお願いしたいと思います。じゃ、よろしくお願いいたします。

**【事務局】** それでは説明をさせていただきます。まず資料2でございます。最近の主な事故事例ということで、報道等の情報、あるいは特定行政庁から寄せられた事故情報などをもとにまとめているものでございます。前回から新たにつけ加わった部分について説明をさせていただきたいと思います。

少しおめくりいただきまして、10ページになります。エレベーター関係でございますが、10ページの下から2つございます。1つは香川県内で10月12日に、これは閉じ込めの事故でございますが、2階から1階におりたところ、扉が開かず、その後、2階に動いた段階でとまったということでございます。特にけが人などは出ておりません。

その下の10月22日でございます。大阪府内で、これは5階の乗り場からかごを呼んで、下の階より空のかごが移動してきたと。5階に着床した後、扉が開かずにかごが上昇、その後大きな音がしたということです。いろいろ調べると、つり合いおもりが緩衝機、下の部分が達して、そこにぶつかっていたという状況が報告されています。特にけが人等はなかったようでございます。

11ページでございますが、10月23日、大阪府内でございますが、閉じ込め事故が発生しております。これは電気回路のスイッチの関係の不具合が原因だということでございます。

もう少しめくっていただきますと、今度はエスカレーター関係で、19ページでございます。上のほうですが、8月15日、これは少し後から情報が入ってきたということですが、福岡県内のエスカレーターで、スカートガードと踏み段の間にサンダルが挟まれたと

いう事故で、指の裂傷ということで、けがをされていらっしゃいます。

これはいろいろ報道もされておりますので、皆様方も既にご承知だと思いますが、10月16日でございます。神奈川県平塚のスーパーで、エスカレーターで子供が、天井、はりの部分でございますが、あの三角の部分です。あその部分にある保護板のところで首を挟まれたということで、当時意識不明でしたが、幸いにして回復されたということでございますけれども、これは後ほどもう少し補足して説明をしたいと思っております。

もう少しめくっていただきますと、遊戯施設関係で、最後のページです、29ページ、2つほど事故報告がございます。9月23日、三重県内の鈴鹿のサーキットでございますけれども、コースターでございます。女の子が降りた後に胸の痛みを訴えて、診察したところ、肋骨が骨折していたということでございます。コースターに乗った後ということなので、締めつけなど、何かの影響があったらろうということで、全治1カ月のけがを負ったということでございます。

10月7日でございますが、大阪府内、ウォーターシュートがございます。これはエキスポランドでございますけれども、ここでウォーターシュートのボートの前部のクッションゴムに顔を打ちつけたということで、幸いに大事には至らなかったようでございますけれども、その後、シートベルトの締めつけについて、少し緩かったのではないかとということで、少し改良を施したということをご報告を受けております。

こういう形で報告、まとめさせていただいているのは以上でございます。

続きまして、資料3でございます。先ほどご報告いたしました、10月16日に神奈川県平塚市内のスーパーで、9歳の男の子が保護板の亚克力板に頭を挟まれたという事故でございます。エスカレーターの概要等を記載しておりますけれども、3番のところで、これまでに判明した事実というところで、当該エスカレーターの保護板の下端が手すりの上端部から下方に約2センチしか届かない長さとなっていて、基準法に適合していないという状況が判明しております。これと事故原因との関係については、警察のほうで引き続き調査中ということでございますが、そういう事実関係がございました。

国交省としては、各特定行政庁に対しまして、従来からいろいろ事故はあるわけでございますが、エスカレーターの交差部に設ける保護板の設置状況について、緊急点検の実施を依頼しております。11月末までに報告をいただくようお願いをしているところです。あわせてエスカレーターを設置している所有者などに対しましては、こうした事故の再発防止ということでの注意喚起をお願いしたところでございます。

1枚めくっていただきますと、告示などでも決められて規準があるわけですが、エスカレーターと天井とか、あるいははりの部分です。三角の部分があって、ここによく首とかそういった部分を挟まれる事故が起きているわけですが、それゆえにこうした保護板を設けるということが基準化されているわけですが、一点斜線のところがちょうど手すりの部分と考えていただくと、保護板がそこから20センチほど下になるという基準になっておりますが、この下がりの部分が、ちょうど真ん中辺ですか、棒になっている部分までは、ポールの部分だけは確かに20センチ下にありましたが、それ以外の保護板全体について、20センチの下がりがあったという状況がございました。

この平塚のエスカレーターの話については、以上でございます。

続きまして、資料4でございます。これは以前ご報告しているものの続報になりますが、エレベーター関係でございますが、エレベーターの部材に、実際の設計で予定していたものよりも強度の低い鋼材が使用されていた問題でございます。当初はフジテック社の案件ということでありましたが、その後、日立、あるいは三菱の委託先におけます納入の状況で、問題が生じていたという事態が報告されたわけですが、これは前回ご報告をさせていただきましたが、さらに同様の案件、つまり委託先において同様に、鋼材の強度上問題のあるものが使用されている実態がないかどうか、日本エレベーター協会を通じて調査をしていたところ、東芝エレベーターについて同様の事案があったという報告を受けております。対象のエレベーター423台について、当初SS400という部材を想定したにもかかわらず、実際にはSPHCという、部材強度が低い材がマシンビーム、巻き上げ機の支持材でございますが、この部分に使われていたということが報告されております。

ただ、東芝エレベーターのほうで強度の再計算をしたところ、結果的には基準強度を満たしているというようなことで報告を受けております。今、国交省といたしましては、特定行政庁を通じて、実際にその確認作業をさせていただいているところでございます。あわせて、再発防止その他の措置についてご報告いただいておりますが、今現在、こういった事案がいくつも出ておりますので、日本エレベーター協会の方に、こうしたエレベーター、あるいはエスカレーターの製造における鋼材の品質管理について、ガイドライン、指針を作成、取りまとめていただくようにご要請しているところでございます。

資料4は以上でございます。

資料5でございます。これも以前ご報告をさせていただいた件の続報でございます。以前、8月30日に公表させていただいている案件でございますが、住友重機械工業で製造

している減速機、ギアボックスですが、これの綱車の軸の部分について、住友重機械工業のほうで設計値として与えている強度よりも、実際には低い強度のものが使用されている。設計値で設定している数値自体が少し過大になっているということが判明いたしました。それをもとに、個々の設置されているエレベーターについて実際に強度上どうなのかということを検証してきたところでございます。

当初のところは、ここに出ておりますが、74台について3社問題があるということでしたが、その後いろいろ精査した結果、トータル、同じ減速機を使っているものが、上にありますように、合わせて39社になりますが、9,353台のエレベーターで使用されていたわけですが、結果的に安全上支障があるものは、4社の57台ということで報告を受けております。

これらについてはすべて、12月末までに減速機ごと交換するというところで作業をしております。交換されるまでの間は、とりあえず探傷試験を行った上で、軸に問題がないことを確認した上で、積載量を制限して使用するなり、あるいは場合によっては使用を停止されているエレベーターもあるようでございます。

国交省としては、こうした判明したエレベーターについて、全部交換した時点で再度報告をいただくようにご要請申し上げているところでございます。

今の資料5の最後を見ていただきますと、ちょっと順序が前後して恐縮ではありますが、このエレベーターの部材の強度不足、あるいは今回の、今申し上げました住友重機械工業の減速機の問題、一連、少し時系列的に整理をしたものでございます。今回ご報告している形でひとまず報告は終わり、あとは全体の是正措置が完了するのを私どもとしては報告を待っている状態でございます。

資料5までの説明、以上でございます。

**【部会長】** ありがとうございます。それでは、以上の事故事例のご報告について、何かご質問はございますでしょうか。特にご質問がなければ、はい、どうぞ。

**【委員】** 資料3の平塚のエスカレーター事故に関することなんですけれども、2ページの保護板の規格、規定といいますか、そこについてなんですけれども、この事故の後、私も近隣の建物を少し見学させていただきましたが、満たないものが結構あることがわかりました。それが直接事故を生んだのかどうかよくわかりませんが、むしろエレベーターのベルトの部分と保護板の距離といいますか、そのこともかなり大きいのではないかと思います。

ですから、最近の施設なんかで、手すりがあって、その下にフラットな部分、カバーがありますけれども、そのカバーが十分しっかりとれているかどうかとか、そういったこともかなりいろいろな事故を予防するようなことに有益ではないかという感じがいたしました。単に手すりから下においているから挟まれる事故が発生しないのかということ、どうもそういうことではなく、これは天井に頭をぶつけないように、どのように防止するかということのほうが先に働いたのではないか。基準法の施行令ですとか、あるいは告示関係が出たときに。そんな印象を持っています、感想ですが。

【部会長】 感想というのかご意見。

【委員】 そのあたりも含めて、少し検討しておいてください。

【部会長】 はい。

【事務局】 こういう事故がいろいろと起きているということで、もともとこうした保護板の基準をつくる際にも、いろいろな面からご議論いただいていると思いますが、最近、確かにエスカレーターの間隔が狭まってきているということもございます。かといって、逆に広過ぎると、転落みたいな問題もまた出てきますので、そういった両面、いろいろな面から決めていくべきものであると思っておりますけれども、今、先生がおっしゃったのは、保護板とエスカレーターそのものとの間隔が少し狭過ぎるという問題のご指摘ということでしょうか。

【委員】 もし挟まれ事故を防ぐということになれば、その間隔が、ちょうど今、わかりませんが、大体狭いので150ミリぐらい、15センチぐらいというものが非常に多いんですけども、それであるとかかなりの確率が高いと、もし挟まれた場合ですけども、そういう感じがいたします。ですから、その間隔はある程度許容範囲をもう少し広げて、なおかつ保護板でカバーするとかという対策が今後、検討の課題の一つとしてもよろしいのではないかという感じがしました。

【部会長】 私ちょっとこれは関心があるのでお聞きしたいんですけども、エスカレーターというのは、最近スピードが速くなったとか、トルクが上がったということはありませんか。これは何か決まっているのですか、速さだとか、どのぐらいの力で動かすという。

【事務局】 これは書いてないんですけども、速さの規定はございますが、これはこの保護板の規定を決めたときに、一定の措置を講じた場合には緩和できるようにしております。ただ、現実にはあまりそういうものはまだ普及していないというのが実情かと思い

ます。

先ほどの件ですが、保護板については、実はこの基準を決めるときにかなりいろいろな実験もして、長さなんかも決めていまして、もともと保護板自体は、上の部分で挟まれることを防止するために、少し早目にわかるような形で、ここでぶつかったので、ぱっと身を引いてもらうようなことを想定していまして、これだけで完全に挟まれを防止するというのは、もし動けないような状態になっていると、非常に難しいなということもございまして、どのように今後、そういうものも含めて、少し検討しなくてはいけないかと思いますが、この保護板だけで完全に事故をなくすのはなかなか難しいというのが実情かと思えます。

**【部会長】** はい、他に何かご質問ございますか、よろしゅうございますか。

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。次の報告事項、報告（２）でございまして、定期報告制度における調査・検査の項目、方法及び判定基準と、前回の懇談会でパブリックコメントにかけるということでございます。その中間報告でよろしいですか。中間報告ということで、これも事務局から一括してご説明をお願いしたいと思います。

**【事務局】** それでは、お手元の資料6につきましてご報告をまずさせていただきます。

建築基準法12条1項及び3項に定める定期報告制度における調査・検査の項目、方法及び判定基準並びに報告書等の様式に関するパブリックコメントの募集ということでございます。これにつきましては、今、委員長からもありましたように、前回の懇談会のときにパブコメの前のもので、ロープ式エレベーター、エスカレーター、遊戯施設の具体の項目、それから項目に応じた検査の方法、判定基準、また報告の様式の案というものをお示しさせていただいて、ご議論いただいたということでございます。その後、ほかのロープ式、エスカレーター以外の昇降機、特殊建築物等、昇降機以外の建築設備につきましても同様の考え方でもって整理をさせていただきまして、去る10月12日にパブリックコメントを実施させていただいたというところでございます。

この時間内ですべてをごらんいただくのは無理でございますので、かいつまんで、前回の懇談会でご指摘を受けた部分について、どう対応したかというところを中心に、ざっとご説明をさせていただこうと思います。

まず、前回、部会長のほうからロープ式エレベーターのパッドの残存厚みの基準が定性的であったということで、製造者基準がない場合についても、例えば前回検査からの摩耗量の定量的な形でということではできないだろうかというお話がございましたものですから、

字が細かくて失礼いたしますけれども、この資料の10ページの1.17ブレーキというところの上から5番目にパッドの残存厚みの状況というのがございますけれども、この中の要重点点検の中の、さらに製造者設計基準値がない場合ということですが、この中では、前回検査時の残存厚みからの磨耗量の1.2倍以下であることという形で、具体的に定量的な形でお示しさせていただいております。

もう一つ、報告様式の記入方法がわかりにくいということで、前回の懇談会的时候には、「指摘なし」「要重点点検」「要是正」「既存不適格」の4つのうちのどれか1つにチェックされるのか、それともそうではないのかということがわかりにくいというご指摘をいただいております。これにつきましても、73ページをごらんいただきたいんですが、これはロープ式エレベーターの報告の様式の個別具体の項目ごとの検査結果等々を記入するところがございますけれども、ここで以前は「指摘なし」「要重点点検」「要是正」「既存不適格」と4つがフラットに並んでいたわけですが、そのうち「指摘なし」「要重点点検」「要是正」の3つは結果としてワンセットですよということがわかるような形に少し改良させていただいております。

具体の記入方法につきましては、パブリックコメントの際には個別具体の注意書きまでは書き切れておりませんが、記入方法の注意書きのところでもさらに明らかにしてまいりたいと考えてございます。

また、特定建築物の調査において、例えば外装タイル、これは「打検」という表現を使っておりましたが、「打診」のほうがふさわしいのではないかというご意見もちょうだいいたしました。これにつきましては、例えば4ページ、特殊建築物の調査の方法のところ、これは該当箇所がたくさんありますので、4ページをご覧くださいますと、例えば1.11の屋外機器等の支持部材等の劣化・損傷の状況、2.4の土台の劣化・損傷状況、2.11外装仕上げ材等のタイル等の劣化・損傷状況、こういったところ、他にも多々ございますが、基本的には打診ということで、言葉を改めさせていただいております。

エキスポランドの事故を考えたときに、車輪が脱落して車体が傾いたことによって柵に激突してしまったということもございます。いわゆる安全柵の変位といいますか、安全隔離距離というような項目も必要ではないかというご指摘もいただきました。これにつきましては、もともと当初の設計の状態から気をつけておくべきところではあります。例えば当初の設計で問題がなかった場合に、後から何か変化があったということを定期検査で拾うということを考えた場合に、例えば51ページをご覧くださいますと、この9.

3と9.4、点検用の歩廊、安全柵というところで、いわゆる変形、これらの安全柵等の変形があって、例えば内側に倒れているとかそういうような変形があれば、これは是正すべきということで、変形があった場合をチェックしようということで対応させていただきました。

また、走行台車先端軸の磨耗等についても、定常走行速度40キロ未満のもの等々といったところで分けてありますけれども、例えばこれは走行距離の方がふさわしいのではないかというご意見をいただきました。これにつきましては、実はその後、遊園施設協会の事務局等々とも相談させていただいたんですけれども、コースター等々、走行距離のデータをとっていないような施設も結構あるということでございまして、走行距離というものがすべての遊園施設で基準化するの難しいのではないかという話がありましたので、これはなかなか難しいかなということで、ここでは申しわけありません、未対応というか、原案のままということになってございます。

前回の懇談会でいただきましたご意見、いろいろと改良を加えながら、現在、パブリックコメントにかかっているという状況でございます。当然、これまで事故部会の中で、ロープ式エレベーター、遊園施設、この辺を中心にご覧いただいていたわけで、他の部分というのは今回、初めてお示しすることになるわけでございますけれども、引き続き今パブリックコメントで広く意見を募ってございます。この後、パブリックコメントの期限が来た段階で、いただいたご意見を検討しまして、必要な修正を加えた上で、可能な限り速やかに制度化してまいりたいと考えてございまして、一応今のところ来年の年度初めに施行できるような形でやってまいりたいと考えてございます。

資料6の報告は以上でございます。

**【部会長】** 続いて7もお願いできますか。

**【事務局】** はい。続きまして、資料7についてご説明をさせていただきます。資料7は遊園施設の安全確保対策に関する緊急実態調査結果に基づく勧告ということでございまして、これは今年5月のエキスポランドのコースター事故を踏まえまして、総務省の行政評価局が急きょ、緊急的に実態調査をするということで、5月10日にそのような調査をやりませうという話をいただきまして、その後、総務省でいろいろ調査、我々も当然ヒアリングなり調査を受けましたし、実際に出先の機関を使って、特定行政庁ですとか、実際の遊園地の事業者にも総務省のほうでヒアリング調査に入られて、それでこのほど、今年10月16日でございます、総務大臣のほうから国土交通大臣に勧告という形で手交があった

ということでございます。

実際に勧告の中身でございますが、資料7-2のほうは、これが勧告の本体でございますが、後ほどお時間のあるときにごらんいただければと思いますが、7-1の概要を使いましてざっとご報告させていただきたいと思っております。

まず、勧告を受けました内容でございますが、大きく5つありまして、まず概要の1枚目でございます。緊急点検結果のフォローアップの的確な実施ということでありまして、私ども、エキスポランドの事故の翌日に、コースターについて緊急点検の実施を要請させていただいたと。その後、その結果も踏まえた上で、その他の遊戯施設についても緊急点検を要請させていただいたということございまして、その結果につきましては、一旦7月27日現在の状況について、7月31日にご報告をさせていただいているという状況であったわけです。

その後、実は8月の終わりごろにウォータースライドで事故がいろいろありまして、これが実はよくよく情報を集めてみると、本来遊戯施設として定期報告の対象であるにもかかわらず、今までそれがなされていなかったというものが判明しました。他方もとともと特定行政庁の管理する物件であれば、報告の義務はありませんが、いわゆる定期点検が義務づけられてございまして、定期点検がやられていなかったということでありまして、ウォータースライドは特に後から遊戯施設の仲間入りをしたという経緯もございまして、なかなか周知が行き届いてないのではないかとということもありまして、8月28日に追加でウォータースライドについても忘れないように緊急点検をお願いしますということで通知をさせていただいたという経緯があったわけでございますが、総務省の調査の結果によりまして、一部点検対象の把握が不十分な行政庁がおられたということで、総務省がお調べになった限りでは、9つの遊戯施設について点検が実施されていないということで我々は報告を受けてございます。

その他にも、点検のやり方が不十分な面があるにもかかわらず、問題なしという形で報告があったものですか、これは問題があるということで報告があったにもかかわらず、その後は是正されたかどうかのフォローアップが不十分なものもあったということで、総務省の調査結果がありまして、こういったことも踏まえまして、1ページの下にあります勧告要旨というところでございますが、まずもって特定行政庁に点検をやっていない施設をしっかりと把握して、そういったものがあれば、速やかに点検をやるようにということで、しっかりと要請をする。点検の内容が不十分なもの、点検の結果、問題がある施設に対す

る是正の指導が不十分なもの、こういったものもしっかりと対応しなさいということで、行政庁に対してきちんと要請をするべきであるということで、いただいております。

これにつきましては、今回、特に資料として配布しておりませんが、勧告の2日後、10月18日付の通知で、しっかりと漏れがないように対象施設の把握から、1回報告を受けたものについても、それが適切にやられたものかどうかというのは、もう1回、再度確認をするということ、問題があるものについてはしっかりと是正されたかどうかも含めて、最後まできちんと確認をするようにということで、改めてお願いをさせていただいたところでございます。

勧告要旨の②でございます。これはいわゆるJISの検査標準等々、明確な基準による検査が徹底されるように、こういった検査の基準を建築基準法令に明確に規定するといったような措置を講じなさいということでありまして、これは先ほどご報告させていただきましたパブリックコメントの中で、まさに今ご意見を広く募集しているところということで、今実施しているところでございます。

次のページ、安全管理、維持管理等の的確な実施ということで、まずその中の1つ、設置時の確認審査ということでございます。これにつきましては、総務省の調査結果の中で、特定行政庁の中に確認審査の対象となるのかどうかという判断に窮しているような例が、いくつかあったということで報告をいただいております。特に遊戯施設の中でも、高速で過激な運動をするような施設については、正直なところ、建築主の手に余るという意見もあったということですか、特定行政庁に遊戯施設をわかる専門家がなかなかいないという声もあったという形で報告をいただいております。

こういったこともありまして、勧告要旨でございますが、まずもって行政庁が判断に迷うようなことがないように、対象となる遊戯施設の範囲等々について、的確な助言をするということ、遊戯施設の安全管理機能の集約化のようなことも含めて、そのあり方を検討すべきであるということ、外部の専門家をもっと積極的に活用するんだということであります。一番上のことにつきましては、これは技術的な助言をなるべく早く出したいと考えてございますが、この②、③につきましては、後ほどご説明させていただきますけれども、今後の検討課題ということで、少し整理をさせていただいております。

次のページをご覧ください。3ページでございます。定期検査報告ということでございます。これにつきましては、総務省の調査の中で、定期検査報告がなされていない遊戯施設が相当数あるということ、これは行政庁の中で、いわゆる定期検査報告対象であるという

ことを的確に把握をしていない、先ほどのウォータースライドなんかはまさに典型的な例でございますが、そういった施設がどうもあるということ、それから、報告が来ないということで、通常であれば建築基準法上の義務でございますから、当然行政庁としても督促等々の指導措置を講じるわけでございますが、その辺がなかなか十分にやられていないという例もあるということでございます。

実は定期報告を受理するというのは、行政庁によっては年間、膨大な件数になるということもあって、昔は遊戯施設、昇降機につきましては、行政による直接検査制度でありましたが、昭和45年に民間に開放という形で制度的な転換を図ったわけでございますが、このときにあわせて地域法人という、いわゆる定期報告の受理の前さばきの部分を代行するような公益法人をつくって、それでうまく回してくださいという形で、当時の建設省から通知でお願いしていたような経緯があるわけでございます。

そういった地域法人という法人がございまして、ただ、これは報告を受理するという行為自体はあくまで行政庁の事務でございますから、法律上はあくまで事前審査というか、前さばきのいわゆる行政法上の手続がきちんと瑕疵がないかというところをチェックすることぐらいしかできないということではあります。こういった中で特定行政庁の中には、例えば地域法人を経由しないと報告は受け取らないというように誤解をされかねないような周知の仕方をしているという例があるということですか、地域法人に定期報告を出した後、1カ月以上その地域法人にあってなかなか行政庁のほうに報告が届かないという例も見られるということも調査の結果、見えてきたということでございます。

こういったことを踏まえまして、勧告といたしましては、まずもって定期報告がしっかりとされるように、遊戯施設等の所有者にしっかりと指導を徹底するということを行政庁には再度しっかりと要請するということが一つありまして、その次にまた、報告を受けた後、遊戯施設がどういう状態にあるのかというのが行政庁もしっかりとわかるように、報告の様式を見直して、内容を充実させるということもございます。

③としまして、これは地域法人の関係でございますが、まず行政庁に報告は直接出せるということをもっと明らかにするんだということ、地域法人において受け付ける場合であっても、検査の結果、問題があるということであれば、1カ月なり地域法人にある間によからぬことが起こってはまずいということで、それが判明した時点で、すぐに行政庁に情報を提供するという、形式的な要件が整っている場合には、いつまでも留め置かず、すぐに行政庁に連絡・送付ということで、なるべく所有者は提出したと思っていなくても行政

序は受けていないという期間を短くするべきであるということでもあります。

また、行政庁と地域法人の関係が不明確ということもありまして、これはしっかりとした委託契約によって業務の範囲を明確にして、それがさらに報告を出す側の立場にもよく見えるようにするということが必要であるという形で勧告を受けてございます。

このうち、定期報告をまずもって徹底してもっと出すようにしなければいけないということにつきましては、これも検討課題としまして整理をさせていただきますので、また後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

定期報告様式の見直しにつきましては、繰り返しになりますが、先ほど資料6でご説明したとおり、現在パブコメを実施している最中でございます。残りのその部分につきましては、何らかの形で、我々としても通知なりを発出する等々により、少しでも立場を明確にお示しをしたいと考えてございます。

次に4ページ、(3)の維持保全・運行管理でございます。これも総務省の調査の結果、遊戯施設の維持保全計画書、これはもともと基準法上は、事業工作物も含め、建築物の所有者等々は維持保全の努力義務がかかっている、かつ一定のものについては、維持保全計画等々をしっかりと作ってやるということになっていまして、この規定は事業工作物たる遊戯施設にも準用されているという状況でございますけれども、この維持保全計画書を実際に作っていないものが、総務省の調査対象であるもののうち、大体4分の1ぐらいあるということ、運行管理規程も同様でございますが、これは計画を作っていないものが、1割少々あるということ、それから実際に作られていても、なかなか、これにつきましては実は、維持保全計画書とか運行管理規程をこんな内容で作るのですよという内容を技術的な助言として示させていただいている経緯はあるんですが、その示したものに比べても、欠けている項目があるとか、不十分なものもあるという調査結果が出ております。

こういったことも踏まえまして、維持保全計画書の作成に関する指針を策定する等々、遊戯施設の所有者に対して維持保全の徹底について、制度の見直しを検討すること、維持保全計画を作る際には、メーカーの協力が不可欠ということもあって、この協力を得て作るような形で奨励をするんだということ、運行管理規程につきましても同様に、作成根拠の明確化等々、運行管理の徹底について制度の見直しを検討すべきであるということ、そういったこととあわせて、的確な維持保全計画書、運行管理規程が作成されるよう、必要な指導をしっかりとやるように行政庁に要請すべきであるという勧告をいただいております。これらにつきましては、検討課題としまして整理させていただきますので、また後ほ

どご説明させていただきたいと思います。

続きまして、最後のページでございます。事故情報の活用でございます。これにつきましては、これも総務省の調査によりますと、事故につきまして、過去72の遊園地において、平成16年から19年7月末までに発生した事故のうち、負傷事故が20件あったようですが、そのうち7件については行政庁に報告がないと。64の行政庁のうち、16の行政庁では、事故報告の仕組みがないというような現状であるという調査結果をいただいております。一方で、ここに例が入っておりますが、大阪府などでは、特定設備等の安全確保に関する条例を制定して、事故の届出と府民への公表といった手順を規定しているものとか、そういった先進的な取り組みを行っている事例もあるということでございます。

こういったことも踏まえて、勧告といたしましては、事業者、関係行政機関等々から事故情報の収集を徹底するための仕組みを検討すべきであるということ、今、大阪の例を申しましたけれども、このような先進的な事例もあるということで、こういったものを参考にしながら、積極的に事故情報を公表していくようなことを行政庁に要請していくということ、事故情報の共有化、分析検討に資するということで、データベースを構築、それを公開するということがすべきであるということでございます。これらにつきましても、また後ほど検討課題としまして整理をさせていただいてございますので、また説明をさせていただきたいと思います。

今申し上げたような形で総務省から10月16日に勧告という形でいただいております。これにつきましては、来年の4月15日に一旦勧告に対する対応の状況につきまして、総務省にご報告をするということになってございます。すぐ対応はできるもの、いろいろやり方を検討しなければいけないもの、いろいろありますけれども、4月に報告をするということもございますので、検討すべき課題についてはぜひこの部会でご議論をいただきまして、方向性を出していただければと考えてございます。

勧告につきましてのご説明は以上でございます。

**【部会長】** どうもありがとうございました。ただいまの2つの資料ですね、前回の懇談会でパブリックコメントの募集と、それから今の資料7の総務省からの勧告ということについて、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

**【委員】** 総務省の勧告についてお伺いしたいんですけども、行政評価局の実際上の調査というのは、これは評価局の職員の方が直接実態調査をなさったということなのか、あるいはアンケート調査みたいな形でやられたのか、もしご存じでしたら教えていただき

たいというのが1つです。

もう一つは、評価の仕組みというのは最近大変多いわけですが、国交省の中でも政策評価もあるわけですし、そういう意味では屋上屋化しているのではないかという感じもしないではなくて、実際にどうなんでしょうか、国交省内でこのぐらいの問題点はわかっていたという感じなのか、あるいは、こういうふうには明確に言われるとちょっときつかったかなという感じなのかという感触を伺いたいということです。

あと、個別問題として後でちょっとコメントしたいのですが。

**【部会長】** はい。まず2つ、国交省としての見解をお願いします。

**【事務局】** 2点、お答えさせていただきます。まず1点目でございます。こういった形で調査がされたのかということでございますが、総務省の行政評価局の職員が直接出向いて行ってヒアリング等々をされているようです。これは本省だけではなく、出先の機関がありまして、そこが実際に行っていると。もちろんアンケートをやっているようなものもございますけれども、直接出向いて行って話をしているということもあるようでございます。ということがまず1点。

2点目でございます。まずこの勧告を受けたときの感触ということでございますけれども、我々もエキスポランドの事故の直後から、いろいろ緊急点検をさせていただいたりですとか、事故の後すぐ5月10日に部会がございましたけれども、この中でも早速定期検査、報告のやり方、方法に問題があったのではないかという問題意識のもとに、課題、対応の方向を整理して、ご提示させていただいたりということで、先生方にご議論いただいたりということで、すぐに対応策についても検討を始めたということもございまして、そういった意味では、我々も勧告を受ける前から問題意識は当然持ってございましたし、おおむね方向としては、大体同じ方向を向いているのかなと考えてございます。

**【委員】** よくわかりませんが、こういう勧告は上手に利用することなのだろうと思うんですけども、問題点としては、この資料ですと2ページ目になりますね、例えば遊戯施設の専門家が配置されていないという指摘は、それはそうかもしれませんが、価値基準というのですか、価値序列みたいなのがありますから、こういうものについて本当に専門家というものをどのように配置するのかというのは1つの問題点ではあって、一応投げかけられた問題を受けとめて考えるということなのでしょうけれども、必ずしも必須ということでもないという感じがいたします。

3ページ目で、地域法人の話が出てまいりましたが、行政のスタイルとしては旧態依然

としたものというのがあるって、結構根深い問題があるのかなという感じもしております、改革ができるとよろしいというのが私の感触でございます。

全体としましては、最近、建築関係の問題が噴出しているようではございますけれども、こういうジェットコースターの遊戯施設についても、建築行政の中で本当に対応し切れるのかという問題意識はありまして、これは勧告の中でも指摘があったかと思っておりますけれども、そこは出発点としては受けとめるのだという前提で、ここでも議論がされているんですが、できないことはできないと言っていいでしょうし、できるためにはこういう人的な体制も含めて必要だということを正面からおっしゃってよろしいと思います。

以上です。

【部会長】 ご意見ということで承ってよろしいでしょうか。

【委員】 はい、コメントでございます。

【部会長】 コメントでよろしいですか。他に何か。

【委員】 資料6の中で、特殊建築物の調査方法、判定基準（案）ということで書かれているんですが、1つ気になるのが、偶然見つけたところだけ申し上げますと、5ページの3.1屋上面の状況ですが、要是正が、ひび割れと反りあがりが見られ、歩行上危険であること、また云々と書かれておりますが、これは屋上をコンクリート等で保護した場合の話だと解する以外ないと思っておりますが、これが露出防水で施工されている場合に、後ろの63ページの記入のところを見ると、これは指摘なしと書くのか、それとも該当なしという言葉で表現するのか、いや、そうじゃない、保護防水のことを勝手に露出防水に調査者が翻訳して読みかえるといっているのか、よくわからないと。

それから、そういう劣化という現象に対して既存不適格という欄というのを、どのように理解したらいいかわからない。劣化ということと関係なく、そもそも既存不適格であったかどうかを報告するように言っているのか、劣化することによって既存不適格どころか、違法になっているということなのか、何かその辺の整理が非常にわかりにくいなと思いました。という意味では意見です。

【部会長】 ただいまのお話は、これ、今パブリックコメントにかかっておりますので、事務局から対応はいただくにしろ、今の意見をパブコメとして出していただくということをお願いしたいと思います。

【委員】 はい。

【部会長】 事務局には今の点に関しては、例示としてとらえていただいたと思います

けれども、基本的にはもう、これ、今、パブコメにかかっていますので、各委員方もご意見を出せますので、是非お願いしたいと思います。

【委員】 資料7-1の最後の事故情報の活用ですが、これは私、大変重要なことだと思いますけれども、そもそも事故というものをどのように定義しているんだろうということでお聞きをしたいわけですが、一番最初に説明していただいた全部の資料を見てみると、機器に何らかの異常があった場合も事故であるし、それが人体に何らかの影響を及ぼしたのも事故という形で整理されているわけですね。そうすると、建築物の事故というのは、一応、細かくは13種類、大きくは3分類されているわけですが、そのような形で、ここで言う事故というのが何か分類がされておられるのかどうか、ここがまず第1点、お尋ねしたいです。

もう一つは、実際に人体に何らかの影響があるのは事故として当然カウントするべきですが、こういう事故情報の活用の場合、いわゆるヒヤリハットという事故も分析をしていかなないと本当の事故はなくならないのではないかという感じがするんですが、その点いかがでしょうか。

【事務局】 まず、総務省がどのような定義でやったかということについては若干、不明な面がございます。私どもは、この参考資料の1というのをお聞きいただきまして、14ページのところをお聞きいただくとありがたいのですが、後ほどまたご説明させていただきたいと思いますが、実は私ども、一昨年にこういう事故情報の関係の連携体制を作りたいということ、主に2.のところを見ていただきますとわかると思いますが、これは総務省消防庁と共同で、こういう事故情報を連携をして共有化するようなことをやりましょうということをはじめたときの通知で、後ほどご説明しますが、実はこのとおりにかな動いていないというのが実情ではございますが、その中で、情報でどういうものを共有化するかというものを(2)のところに書いてございまして、基本的には不特定多数の者が利用する建築物など、いわゆる個人の住宅ではなくて、そういったもので起こった事故で、人身事故だと、なおかつこういういわゆる動くもので起こったものとか、あるいはいろいろな落下、外壁の落下とか手すりからの脱落とか、こういったものを対象にしましょうということにしております。これは、ある程度このように特定をしてやらないといけないということもあって、少し範囲が狭目だということのご指摘かと思いますが、では人身事故はどの程度の範囲かというのはまだ不明な部分もございまして、それをどうするかというのが実は非常に悩ましい問題であるということで、もしこの場で少しこのよう

にすべきだというご提言があれば、いただければと思います。

実はヒヤリハットのところは非常に重要ではありますが、なかなかヒヤリハット自体を求めるとするのは非常に困難な状況でございます。所有者、管理者自体がヒヤリハットを的確に把握しているかという、把握しているケース、把握できないケースもございまして、これについては別途、今年度からスタートさせておりますが、一般の方からヒヤリハット情報を集めようということで、ホームページ上にそういうヒヤリハットをお寄せ下さいということをやっているんですが、なかなかこれも集まらないということもあって、これらは非常に難しい問題ではあります。これもどういうふうにしたらいいのかということについて、少しご議論をいただきたいと思います。もちろん、先生がご指摘のようにヒヤリハットというのは非常に重要なので、できるだけそれを集めたいという考えは持っておりますが、なかなか実態としては難しいというのが実情だということでございます。

【委員】 当然発生率は大変低いわけですが、そういうヒヤリハットは諸外国でどのようにそういう情報を集めているのか、アメリカでは相当に進んでいるということを知っておりますので、その辺のこともお調べいただけたらというお願いでございます。

【部会長】 他に、どうぞ。

【委員】 今お話があった件ですが、96年に私、アメリカで遊戯施設の現地調査をやらせていただいた経緯がございまして、そのときには、アメリカというのはいろいろ何かありますと、すぐ裁判だという話で、ある遊戯施設に行ったときに、遊園地の庭に置いてある置石につまずいて転んだと。それで遊戯施設の責任を問われて、裁判になったということもありまして、その辺を考えますと、例えば遊戯施設に乗り込むときに階段でつまずいて転んだとかというような話になりますと、やはりその辺もここで事故情報という話になるのかという、非常に極端な例を申し上げておりますけれども、というようなところも入るのかという話になります。ただ、アメリカではそういったこともいわゆる日誌というようなものに取り込んであって、今日こんな、子供がつまずいたことがあったというようなところまで書きとめているという遊園地もあったということを知っております。それはあくまでも事例という話です。

それから、もう1点、先ほどのお話ではあります。実は私も個人的に総務省のヒアリングを受けておまして、あくまでもそのときの話ですが、総務省の方、3人の方がいらっしゃいました。かなり長かったのですが、1時間以上ヒアリングを受けたというのが6月ぐらいにありました。

もう一つ、私もとても大事だと思っているのは、実際に7のほうの2ページの調査結果というところ、遊戯施設設置の確認審査等のところでございますが、ここで特定行政庁の専門家というのが25%というところで非常に少ないということで、そうはいつでもこれはやはりなかなか難しいというお話で、そのとおりだと思っているわけなんですけれども、実際に先進的な事例を見ていると、どうも大阪ですとか愛知ですとか、かなり過激な遊戯施設を設置している遊園地があるようなところで先進的な事例が見られているということがございます。もっと言いますと、何らかの事故や故障という過去の事例があるようなところで、やっぱりそれを踏まえて、こういう先進的な事例が立ち上がっているのかなという気もしております。

実はアメリカもそうだったわけですが、96年に行った時点で、やはり特定行政庁のところに、専門のこういう機械や電気のプロフェッショナルエンジニアというのを配置して、現場を具体的に見るというのに当たっているものは、やはり遊戯施設の中で非常に過激なものが設置されている州とか郡だとかというところから、とにかく順番にやっているというお話でした。例えばラスベガスですとか、カリフォルニアというようなところがございましたので、いきなりというのはなかなか難しゅうございますので、やはり日本の中でもいくつか遊戯施設になりますと、数も限られておりますし、過激なものが設置されているところも限られているということが多分ありますので、優先順位を設定して、そういうところから専門的な知見のある、専門の特定行政庁の管理者を配置していただくというようなやり方もあるのかなと感じました。

以上です。

【部会長】 ご意見と情報提供ということで伺ってよろしゅうございますか。他に。

【委員】 ちょっと今の点で。

【部会長】 はい、どうぞ。

【委員】 今の点と関連するんですが、先進事例ということで、大阪府の条例が参考資料2に挙がっていて、勧告でもこういうのを参考にするようにということが書いてありますが、本当にどのぐらい先進的なのかなというのがちょっと、今見ただけですが基本的には事故が発生したときに、特定施設の管理者が知事に届け出なければならないということですが、これはどうも見てみると、法的な意味でサンクションは用意されていないんですけど、どうも自発的に届出をしない場合には、行政側が情報を得て、それで7条で立ち入り調査をやって、その上で届出の勧告をして、言うことを聞かなかつたら公表しますよということ

なので、ということは、何もこの条例がなくても、そもそも行政が事故の情報を把握しているということを前提にしないと、あまり動かないのではないかという気もして、あまり意図がわからないなと思ったところでございます。

**【部会長】** これもご意見ということで賜っておきたいと。よろしゅうございますか。

資料7の総務省のことに関しては、この勧告に関して結構、国土交通省としてある程度の対応はされていると理解しているところです。是非勧告の要旨について、今回のパブリックコメントとかそういうことを充実することによってこれに応えるということで、この部会は進めさせていただきたいと思います。

今のお話、少し法律論は私の門外漢なところもございますけれども、ある程度行政庁としての姿勢を出しているということが先進的だという理解をしております。

それと、国土交通省にお願いしたいのは、やはり今の特定行政庁の実態というものを踏まえた対応というのがどうしても必要ではないかと。各特定行政庁にこういった建築物としては比較的特殊な遊戯施設に対する専門家を各所に出すというのは、ちょっとやはり今の実態上、無理ではないかということで、少しまとまった単位、もしくは何とかセンターといったところで対応できるようなことをお考えいただくのが、実態的には一番いい方向に向かうのではないかという、これは意見と、是非その方向で一度お考えいただけないかという要望をお願いしたいと思います。

**【委員】** 私も実態を踏まえて、法的な観点からはということなんですけれども、しっかりと動く仕組みをつくるということが大事で、単純にパフォーマンスで姿勢を示すというのは意味がありませんので、政治的にはあるいは何か意味があるのかないのかよくわかりませんが、条例を作るのなら実効性のあるものを作ってもらいたいということ。それから、地方分権の時代ですから、名実ともに先進性のあるものがないといけないんじゃないかなと思いますが、ややマイルドにまとまっているなという感じで、ちょっと残念だと思います。

**【部会長】** よろしゅうございますか。

**【委員】** じゃ、1つ。

**【部会長】** はい、どうぞ。

**【委員】** 他の例はご存じのように、経済産業省は製品安全については、重大事故については報告しろということになっています。これは強制法規になっています。それ以外のヒヤリハットも含めて事故はN I T Eという組織に報告するよということでもあります。

国内でも少し対応がばらばらのところはあるので、ぜひ統一して欲しい。国としては統一した形でまとめられたほうがいいなと思います。

【部会長】 これは国交省に対する要望ということでお伝えしておきたいと思います。

【委員】 同じようなお話なんですけれども、先ほど資料6のご説明があったときに、遊戯施設の話が出て、私が聞き間違えたのかもしれませんが、走行距離をベースに何か制御したほうがいいんじゃないかというか、点検に持ち込んだほうがいいんじゃないかというお話をされたときに、それはやっていないというか、情動的にもなかなかうまく集まらないからというお話をされたのと、資料7-2の39ページに、「運転回数や利用者数等の運行状況は記録されておらず」というのが下から5行目ぐらいにありますよね。どんどん点検をさせ、どんどん報告をさせるということは、制御する側としては必要だとは思いますが、自分の遊園地の施設がどれだけ使われているかも管理していない人に点検をしろと言ったところで、しよせんしようがないんじゃないかと思うので、まずは自分が何しているかということ記録させることのほうが、そういうスタンスというか、点検することは必要だとは思いますが、リスクを下げるためには必要だと思いますけれども、もう少し前にやらなきゃいけないことをやってもらった方がいいのではないかと思います。

【部会長】 はい、ありがとうございます。

今の意見は多分、パブコメの1つとして事務局のほうには伝わったと理解します。先ほどお話のあった走行距離をつかめていないというのは、あくまで言葉で言うと、事業者の問題であって、どうあるべきかという姿、それは我々の立場ではないというご意見だと思います。それと、何キロ走ったかというのも、例えばそんなに正確な値である必要はなくて、1日に何回ぐらい運転しているかということでも、大体推論がつくということだと思いますので、そういった内容で答えが出せるかどうかというあたりをもう一度確認いただくということにしたいと思います。よろしゅうございますか。

ではこれで報告事項を終えまして、ただいまの総務省の勧告に関しては、次の議題に比較的関連すると思いますので、少し資料7-1ぐらいは横に置いておいてお話を進めたいと思います。

それでは、議事次第の議事のほうに移らせていただきます。議事、4項目ございます。比較的相互に関連がございますので、この4つについて一括して事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

【事務局】 それでは、まず資料8からご説明させていただきます。これは前回、前々

回に出しました今後の課題でございますけれども、この総務省の勧告を受けまして、少し課題を再整理させていただいております。アンダーラインを引いた部分を追加させていただいております、まず1つは、先ほどから議論になっておりますいわゆる専門能力のある人材が不足しているという状況について、確認とか検査、これらの体制をどうするかということでございます。この部分については、できれば私ども、(1)、(2)につきましては、次回少しご議論をいただきたいということで、今これらの方策について検討しているところでございます。

3番目はそのままでございますが、4番目に先ほど総務省の勧告の中で非常に定期報告の実効性が低いのではないかとご指摘がございまして、その対策をどうすべきかということについて追加をさせていただいております。

(5)、(6)はいわゆる情報の共有だけではなくて、提供みたいなこと、公表といたしましょうか、そういったこともとても必要だということで、こういう課題を少し勧告を受けて整理をさせていただいたのがこの資料8でございます。

本日は少しこのうちの4番、5番、6番につきまして、基本的な方向についてご議論をいただきたい。すでに先ほどからいくつかのご意見等、出ております。その部分について、少し議論を深めていただければということでございます。

まず資料9でございますが、これは(4)に対応いたしますところでございます、定期報告につきまして、的確な実施をどうするかということでございます。定期報告は、既に何度もご説明させていただいておりますが、大きく言いますと3種類ございまして、特殊建築物の調査、これは調査と言っております。詳しい設備的な検査ではなくて、幅広く建物の状況を調査するという調査。昇降機については検査、昇降機以外の建築設備の検査ということで、それぞれ一般的に言うと特殊建築物の調査は3年に1回、昇降機とそれ以外の設備については1年に1回ということで、それぞれ資格者を置いてやっていただいて、この人たちが実際の調査・検査をして、それを所有者に報告をして、所有者が行政庁へ報告をするということになっています。報告を受けました行政庁は、それを受けて、問題があれば必要な報告を受け、是正措置を講じるということになっているわけでございます。今、実際にこの対象のものにつきましては、これはすべて特定行政庁が指定をするということになっています。今現在指定をされておりますのは、特殊建築物の建物本体は26万件ぐらいあります。エレベーターは68万件、遊戯施設は2,000件ぐらいでございます。昇降機以外の建築設備は32万件ぐらいというような実情があります。

問題は、実は勧告でも指摘されておりますが、次の2番目でございますけれども、定期報告の実施率が非常に低いということがございます。実はお手元の資料で言うと、2ページにはこの報告率の推移を書いております。エレベーターにつきましては、大体90%から95%ぐらいを推移しておりますが、それ以外の部分は非常に低くて、最近いろいろな行政でもできるだけ出すということをやっているんですけども、それでもまだ6割という状況でございます。

5ページ目に県別の報告率を出しておりますが、やはりこれ、正直言いまして頑張っているところと頑張っていないところがはっきりしているということで、頑張っているところはもうかなり率は高いのですが、頑張っていないところは非常に低いということ。それから、いわゆる建物、設備、それぞれの種別ごとにばらつきがあるということで、この率をどうやって上げていくかということで、これを勧告でも指摘をされているということがございます。

1ページに戻っていただきますと、もともとこの実態調査で明らかになりましたのは、報告対象をまず把握していないのではないかとということ。報告、やはりこの率が低いのは、督促もしていない。要修理だと言われても、改善指導もしていない。任せきりになっている。こういう実態面の運用が非常に悪いのではないかとご指摘をいただいております。これにつきましては2ページをお開きいただきまして、少し重点的に目標をつくってやっていただいたらどうかと考えております。

3ページ以降にどういうことをやるかということ、とりあえずたたき台でまとめさせていただきました。これは、これからまた公共団体のご意見とかも伺って、決めていかなければいけないものでございますが、来年度から定期報告の基準も施行されますので、それに合わせて3年ぐらいで少し重点的にやれないかなということで、こういう計画を、これを行政庁ごとに作っていただきまして、少し実際の定期報告の実施率向上と、それに合わせた建築物の安全性確保といいたいまいしょうか、そういったものを図っていったらどうかということで提案をさせていただきます。

大きく言うと、目標としてはまず、きちんと対象建築物を指定していないのではないかとご指摘がございまして、これは確かに都道府県によって非常に対象を狭めている、あるいは指定もしていないというようなところもございます。これについては、やはり一定の建物については、すべからず指定をして、こういう調査・検査を実施するというのは重要でございますので、都道府県それぞれ実情がございまして、実態調査を踏まえて、き

ちんと指定をしていただくと、そのための方針をまず作っていただこうと。

2番目は、報告率向上のための、これも数値目標をつくっていただきまして、願わくば3年で100%と言いたいところがございますが、30%ぐらいしかないところもございますので、地域の実情を踏まえて、できるだけ高い目標数値を設定していただくということ、これは個別にいろいろ公共団体とご相談をさせていただきたいと思っておりますが、そういったことでやっていったらどうか。こういったものを決めて、それ以外に公共団体ごとに目標をつくっていただく。これらを踏まえて、どのようなことを実際やっていけばいいのかということも決めていただこうということで、こちらとしては、1から7まで書いてございます。

1番目は、実態把握をする。これは非常に大変な作業でございますけれども、立ち入り調査とか、あるいはいろいろなほかの建物調査などの結果を踏まえて、捕捉をしていくということをしていただく。的確に対象建築物の指定をしていただく。未報告のものに対する督促。督促になかなか応じないところもございます。特に雑居ビルなんかで、なかなかそういうのは応じないということもございますので、これは公表ですとか、告発ということも含めてやっていただきたいと思いますと考えています。4番目が是正措置。これも徹底をしていただく必要があろうかと思えます。5番目は、定期報告以外の建物の違反ですね。違反建築物防止週間ということもやっておりますが、そういったものもより強化をしてやっていく必要があるだろうと考えています。6番目は、督促をしてもなかなか応じない建築物ですとか、そういったものについて、あるいは是正命令を出したにもかかわらず、従わないものについてはそういう事実を公表していくということも必要ではないだろうかということで、こういったようなことを具体的にどうするかということのを計画としてまとめていただこうと。

これらについては、これに従ってやっていただいて、定期的にフォローアップをしていて、計画自体も見直しをしてやっていったらどうかということで、数年後には報告率が何とか100%になるように、こういった形で少し、運用面ではございますけれども、やっていきたいと考えているというのが資料9でございます。

資料10でございますが、これは資料8の(5)に対応するものでございまして、これは維持保全計画とか運行管理の部分でございます。

これはまず、現行制度がどうなっているかということでございますが、建築基準法上は、いわゆる建築物の所有者等に対しては、常時適法な状態に維持しなさいよという努力義務

がかかっています。罰則はございませんけれども、当然の努力義務がかかっている。その上で、一定の建築物、定期報告の対象になるような建物につきましては、維持保全計画を作って下さいということで、これも努力義務でございますが、そのために3. にございますけれども、大臣が指針を定めるということになっています。この指針でございますが、実は、どちらかという、建物そのものを想定しているものですから、維持保全はどういう体制でやるのかとか、点検をどうするのかとか、図書の保存とか保管ということを決めております。

ただ、これらの問題点は、次にございますけれども、建物全体を対象としているということで、なかなか動くもののように、日常の点検みたいなものが大事な部分については、どうも十分ではないということで、これまで技術的助言という形で、エレベーターにつきましては、具体的な維持・運行管理の仕方についての指針を出しています。例えば運行管理者の選任ですとか、人身事故が発生した場合の措置ですとか、巡回管理等々、こういったことの規定を示して、こういったことでやって下さいということをお願いしている。

遊戯施設については、大臣の指針もないので、これはまさに技術的助言という形で、手引きを作ってございまして、これに従って自主的に実施体制ですとか、保守点検の方法、部品交換、図書の作成・管理、それから、運行管理ということで、始業・就業点検ですとか、運行日誌、これはどのように運行したかという、先ほど議論になりましたけれども、そういうものをきちんととりなさいということとか、そういったようなことをこの手引きを使ってやっているということでございます。

ただ、2. にあるとおり、現状の問題点は維持保全計画の作成状況、これは定期報告のときに、維持保全計画は有無について一緒に報告をしていただいております、その結果、実際に作っているのは3%ぐらいしかないということがございます。

それから、せめてエレベーターだけでも、ということになります、エレベーター単独で決められているものもほとんどないということでございます。

遊戯施設につきましては、先ほどの勧告の中でもございましたけれども、遊戯施設は比較的個別に指導をしておりますが、それにもかかわらず、例えば3分の1は維持保全計画を作っていない。作っていても、重要な項目が入っていない、運行管理も2割ぐらいは作っていないということ、こういったようなこともございまして、必ずしも遊戯施設も徹底をされていないのではないかということでございます。

先ほど申し上げましたけれども、維持保全計画を作っているかどうかということについて

では、実は建物そのものにつきましては、これは定期報告で求めています、閲覧の対象にしておりますが、昇降機とか遊戯施設については、特別にそういう措置はしていないということがございます。

それで、今後の方向としては、1つはやはり指針の位置づけがどうも十分ではないということもございますので、建築物の指針は告示で決めているわけですが、ここにやはり昇降機の部分を含めて、もう少し充実していくべきではないだろうかというのが1つ。遊戯施設については、全く定めがございませんので、これは改めて、いわゆる手引きのようなものではなくて、法律上に位置づけるような形で、準則、指針というものをつくらどうかということでございます。その作成状況をきちんとフォローするという意味でも、定期報告の中で報告をしていただいたらどうかと。

それから、もう一つは、勧告の中でも言われておりますが、なかなかすぐには実効性が上がらないかと思いますが、確認の申請時ですとか、定期報告の際に、この報告に基づいて維持保全計画の作成をやって下さいということを個別に指導していくべきではないだろうかと考えています。こういったようなことを講ずる必要があるのではないかと考えています。

資料11でございますが、これは先ほどからいろいろ出ております不具合情報でございます。先ほどご説明させていただきましたけれども、実は不具合情報等につきましては、まず1つ目は、先ほど通知、参考資料1の14、15でご説明いたしましたけれども、ここに書いてあるようなことをやっております。例えば利用者からの通報等で把握をなさいます。それから消防部局等との情報の共有化をしましょう。消費者に対しては再発防止策を指導なさいます。類似施設の所有者に対しても注意喚起しましょうということをやっているところでございます。それから、この部会を設けましたのも、そういう情報を集めて、再発防止策を検討していただくという意味で、この部会で積極的に再発防止策を検討しましょうということになっているわけでございます。

もう一つは、日本建築防災協会の中にヒヤリハットの情報、窓口を作っているということがございます。先ほどいろいろご意見が出ましたが、大阪府などで条例により実施しているところもございます。この問題点でございますが、まずヒヤリハットにつきましては、残念ながら日本建築防災協会も作っておりますが、いまだに寄せられた情報がないということがございまして、やはりこういうものの窓口が周知されていないというのが大きな問題ではないかと思っております。

もう一つは、所有者からの情報提供も、先ほどの勧告にもございますとおり、必ずしも十分行われていません。連携体制、先ほど消防部局との連携体制を作ってくださいという通知を一昨年出しているわけですが、6割はまだ作っていないということがございます。これは最後のページに都道府県別の状況を掲示しておりますが、きちんとやっているところとやっていないところというのは、かなり都道府県ごとの意識の差が随分あるなということがございます。また、整備されていても、協議会の中では当面の防止策みたいなことまで検討はしていませんというところもかなりあるということもございます。これらを踏まえてどうするかと、これはなかなか私ども、どのようにすればいいのかというのは悩んでおまして、是非これについてはご意見をいただきたいんですが、1つはヒヤリハットの情報については、周知徹底が足りないということもございまして、日本建築防災協会ということだけに任せているということもございまして、国と特定行政庁にも多く窓口を開いて、そこに寄せて下さいということをかなりいろいろな形でPRしていこうと。まずそういうことを始めて、できるだけ幅広く情報を得るような体制がつかれないかというのが1点目でございます。

2点目は、所有者からの報告でございます。これについて1つは、不具合情報、例えばエレベーターでこういう不具合が起きましたということ、定期報告の際に一緒に情報提供していただこうと。これは何かパブリックコメントの議論の中で少し提案させていただきましたが、そういったことをまずやっとうと。

もう一つは、情報の報告内容とか、報告方法を明確化するような措置、これは法令でできないかというのは今、検討をしておりますが、少し難しい問題もございまして、どうするかということがございますが、そういったものを少し検討して、所有者からの事故情報の報告を徹底させる方法を考えるべきではないだろうか。

もう一つは消防部局、これはやっぱり119番でいろいろな情報を得る立場にございますので、消防部局等と連携体制を作って、その情報を得るとするのは非常に有効でございますので、これがまだほとんど作られていないところもございまして、これをまずきちんとつくっていただいて、その情報をきちんと吸い上げるような仕組みをしていこうと。

これらを踏まえて、きちんとしたものができてくれば、データベースみたいなものをきちんと構築して、再発防止策をそれに対応して作っていくということができないのかということ考えておりますが、これについてはいろいろなご提案を是非いただければありがたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。それでは、資料8から11まででございます。主には9、10、11ということで議論させていただきたいと思います。ご発言される方は、定期報告の話が維持保全管理の話か不具合情報の話かということ、最初に断っていただけてからご意見を述べていただけるとまとまると思いますので、よろしく願いたいと思います。

【委員】 資料9について2つほど、1点目は質問というか、教えていただきたいんですが、もう1点はコメントでございます。資料9の定期報告のところですが、5ページ目に一覧表がありまして、指定件数と、Aになっております要報告件数の関係というのはどのようなになっているのか、それを教えていただきたいのが1点目でございます。

もう1点目、一緒に発言してよろしゅうございますか。

【部会長】 はい、どうぞ。

【委員】 報告を充実させるために、いろいろな方策が3ページから4ページにわたって書いておられるんですけども、1つ、例えば資格者団体の立場で申し上げさせていただきますと、実際にこの報告をするための調査・検査を行う専門家は建築士が入っておりますが、建築士の立場ですと、業務として報告がどのようにルール化されているのかというのが非常に不明確でございまして、例えば責任の大きさと報酬も含めた業務としてモチベーションが上がるかどうかということなんです。例えば団体の中でも、こういう業務をきちっとしなさいと、それについて、こういう形で報酬を請求しなさいというようなことが、全然アナウンスもされていない状況になっておりまして、もちろん報告義務は建物所有者にあって、責任は所有者なのですが、その所有者がどういう形で報告する資格者に依頼して、報告にこぎつけるのかという、その点がもう少し明らかになると、そちらのほうからの底上げといいますか、モチベーションを高めるということも重要じゃないかという気がしております。

以上でございます。

【部会長】 はい、ありがとうございました。最初の質問に対してまずお答え。

【事務局】 まず質問のご指摘ですが、ちょっと説明を省略させていただいたものから、わかりづらかったのかと思いますが、5ページをお開きいただきますと、実は先ほど少し申し上げましたけれども、特殊建築物の場合は、3年に1回と申し上げたのですが、指定件数というのは、3年に1回報告しなければいけない総件数であり、要報告件数とい

うのは、18年度に報告をしなければいけない件数になっております。したがって、特殊建築物は、それぞれ年度によってばらつきがございますけれども、おおむね3分の1ぐらいが報告する必要があるということで、このようになっているということでございます。

昇降機と建築設備は、おおよそ1年に1回のもので多いので、ほぼこれに合っていると。若干長いものもあるということもあって、少しずれが生じているというのが実情だということでございます。

2点目のところについては、そういうご指摘を踏まえて、実際、仕事、業務としてやっていけるかということについては、検討課題ではないかなと思っています。

【部会長】 はい。他に。

この資料9の5ページの報告率ですが、例えば特殊建築物というのは、誰がどのような形で指定されたのかということについての確認ですが、一例を挙げますと、愛知県は比較的人口も大きいし、昇降機の数も多いから、特殊建築物というものの数も当然多いのかなと予想しますが、静岡県に比べると少ないと、こういうことはなぜ起きているかというのは、何か説明がつくのでしょうか。

【事務局】 指定の基本的な考え方を通知で出しております。その中で大体3階建て以上で、例えば200平米とか300平米を超えたら指定してほしいというような指針を出しておりますが、行政庁ごとにより規模を限定しているという実情があるとお考えいただければと思います。つまり、総数としてはかなりあっても、定期報告の対象にしたものを絞っているということ。例えば建築設備のところを見ていただくとわかりますが、ゼロというのは全く指定をしていないということでございます。こういうところは、建築設備については、定期検査すら実施をしていないということになっているわけでありまして。

【部会長】 はい、わかりました。これはある意味で、行政庁によるばらつきだと思っ  
てよろしゅうございますか。

【委員】 ちょうど今そういう話題になりましたので、定期報告制度のことを言い出すと、学生のときからやっていますので、自分の首を絞めることになるんですけども、簡単に言うと、建築基準法がこういう規模のこういう建物は、例えば階段をいくつつけなさい、燃えるものでつくっちゃいけませんよといろいろ言っているにもかかわらず、調査・検査、定期報告をなささいと言っているのは、そのうちの中で大規模なもの、それぞれの特定行政庁で重要だと思われるものについて定期報告をなささいという仕掛けをしているわけです。エレベーターだけは、どのエレベーターだって危ないに決まっているから、1

00%やりなさいと言っているのです。ごめんなさい、間違っていたら訂正して下さい。昇降機だけは、対象を外してどこかが落ちたら大騒ぎになるから、100%やりなさいと言っていて、それ以外の、例えば大きなマンションでも特定行政庁によってはやらないし、排煙設備がついているような建物でも特定行政庁によってはやらないのもあれば、全部やらせるところもあるという構造になっておりますが、そのあたりが、建築基準法の本体の方で要求している建物規模と、定期報告しなさいと言っている建物規模とがぶれているところに、ある意味、報告率の上下のばらつきなり、言うことを聞かないということの内容があると思うのです。

私としては、何かもう少しわかりやすい判断基準というか、酔っ払いがどうも20人以上いそうなビルだから、それはきちんと定期点検しなさいとか、病院でベッドが100個以上あるから定期点検しなさいとか、もう少しわかりやすい判断基準を示して、それはみんなで守っていかなくちゃいけないから定期点検をしましょうという筋書きを1つつくったほうがいいのかなどというのをちょっと思っております。

以上です。

**【部会長】** はい。これもご意見という形でしたいと思います。今日の場においては、皆さん方からこの3つの資料について、それぞれお考えを述べていただくというのを主にしたいと思います。国交省がどう考えているかというよりは、こういうことをしたらどうかというご提案をお願いしたいと思います。

**【委員】** もう1つすみません、もうこれで終わりますが、資料11に同じようなことで、情報の共有というのがあって、これは前から申し上げておりますように、例えば定期点検で調子が悪い建物があると、それを何とかやらせようと思っても、相手はお金がなく言うことを聞かないという形になっていくことが多々あるので、是非情報の共有はお金を出す側、銀行との間の情報共有もやっていただいて、金融庁のホームページを開いていただきますと、今、例えば信託銀行が定期点検をやっていないビルにお金を貸したら、信託銀行の業務停止命令を出していますから、そういう連携というか、定期点検をやっていない建物にファンドでお金を貸すような信託銀行は営業停止になるという筋書きを、情報提供の輪の中でやれば、結局お金の動きを首元のところで絞められれば、やっぱり定期点検をせざるを得ないという形になるので、消防庁とやるのは、もともと仲間ですからいいとは思いますが、何かそういうお金の流れのところに直接つながるような情報提供というようなことをやっていただけると、定期報告制度も生きてくるのかなと思います。これも意

見です。

【部会長】 ありがとうございます。モチベーションという形で、ご意見という形で伺います。ほかに何か。

【委員】 私も定期報告の点について少し申し上げたいのですが、お話をずっと伺っていますと、建築基準法と道路交通法と売春防止法って3大ざる法と言われていて、昔からそうなのです。実態も含めて、いい悪いじゃなくて、もともとそういうものだという前提がありまして、その上で、定期報告というのがどのぐらい重要なものなのかということの評価づけというのがちょっといま一つ、もちろん大事じゃないというわけではありませんが、違反建築物があって、人の生命に本当に危険があるような場合に、緊急対応するような具体的な危険性ということではないわけですので、そうすると、定期報告制度というのはどのぐらいの強度で規制といいますか、ある種の影響力を公的主体が与えていくのが適当なのかというあたりが、また、どのぐらいできるのかというところも含めて、やればよいということでも多分ないと思うので、定期報告をきちんとやらせて、その率を少しずつ上げていくというのを地道にセットしていくということが、考えるべき方向なのかなと思っています。そういう意味では、制裁を強化するという方向では基本的にはないと思います。

もちろんそれも1つのオプションではありますが、それと同時に多分、モチベーションという話があったと思いますが、例えばこの定期報告の安全・安心推進計画の作成指針とかとあるので、そういう計画を作ったものとか、計画を作ったような、これは自治体が対象になるんですか、特定行政庁ですね、あるいはまた所有者とか、そういうベースでもいいのかもしれませんが、そういう優良なことをやっている者に対して、できれば建築基準法上の何らかのメリットを与える仕組みというのを本当は法律で中にビルトインしておく、何かいいことがないと、なかなか技術的にやりなさいと言われても、動かないと思います。

最近、そういう事例がとて多くて、介護事業でもそうですし、関税のほうでも同じような議論がありますが、日本版AEO制度というのを作ろうという話があって、輸入輸出業者に対して、いろいろな変な人もいますので、どのように規制をかけましょうかというときに、優良なコンプライアンス体制を作っていると認定されると、関税法上、手続を緩和するとか、指定期間なら指定期間を長くしてあげるとか、そういう何かセットにしてあげると、比較的動いていくのではないかと、それしか方法がないと、行政の能力の限界もあ

りますので、だから何か少し対応が全体にまじめ過ぎるというのがあって、もう少し工夫がないと、なかなか人間はそんなに動かないし、そういうことをこの定期報告についても思いますし、こちらの維持保全計画もほぼ同じような話だと思うのです。それについて少し発想を転換してやらないといけないのではないか。

道交法については、ご存じだと思いますけれども、かなりいろいろな工夫をして、例えば所有者に放置違反金を払わなかったら車検証を出さないとか、これは違う法律と法律を連結して作るというようなこともやっているわけで、建築関係法律とか、あるいは条令とセットというのものもあるかもしれませんけれども、何かそういう違うビジネスモデル的なところを考えないと、特殊建築物26万とか昇降機67万件とか、なかなかそう簡単にはいかないのではないかという感触でございます。

**【部会長】** はい、わかりました。建築に携わる者としては、かなり痛いご指摘だと。他に何かご意見ございますか。この際というわけではありませんが、ぜひ9、10、11に関して皆さま方の感想でも結構だと思いますので、なるべくご意見を。はい、どうぞ。

**【委員】** とても簡単なことですが、資料11の情報が一般の方から入ってこないという工夫なんですけれども、今日の資料にありますいろいろな事故情報なんかもマスメディアからの情報を転載ということもあるとお聞きしておりますけれども、この日本建築防災協会の組織を十分理解しておりませんが、何かマスメディアを大々的に使って、年に1回ぐらいキャンペーンを張って、国民の皆様から建築の事故防止をするキャンペーンを張るとか何かそういう取り組みというのは、できないのかなという感じがちょっといたします。

**【部会長】** ありがとうございます。多分、国土週間だとか、いろいろな議事がありますので、それを機にいろいろな活用を図るという要望をさせていただきたいと思います。

**【委員】** 資料9の制度運用上の問題点のところ、感想だけで申しわけありませんが、報告を怠ったことによる罰則の適用実績がないというのが非常に気になっています。罰則がついていて、報告を怠ったにもかかわらず、罰則の適用がないというのは、これはどうということなのだろうか。私の感じからすると、まじめにやっている者だけが、労力と費用をかけてやって、不まじめにやっている者が楽をするということと、結局のところユーザーの安全というものを軽視することになりかねないのではないか。この辺は、ここで言ってもしょうがなく、地方公共団体の運用の問題だとは思いますが、公共団体でも、定期報告制度の重要性というものに対する認識をもう一度新たにしてもらって、原点に戻ってやってもらいたいなという気がしています。どうしたらいいかという具体的な案につ

いてはいいアイデアが出ないので、発言もできませんでした。とりあえず時間もないので、感想だけで申しわけないですけれども。

【部会長】 感想というわけはなくて、結構なご意見だと思いますし、ぜひ解決策がなくとも、思っていることを言えば、国交省の方もいろいろお考えいただけると思いますので。

私から1つよろしいですか。1つはわりと長期的な話だと思いますが、資料9、10で言えば実効性がないということだと思えるのです。これはかなり長期的にお考えいただくことだということで、本当に定期報告が必要な建物とは何かという見直しをされてはどうかと。あまりにも今、幅広くて、昔に比べていろいろな消防施設だとか、性能が上がっていると私は理解しておりますが、本当に今挙がっている3階以上だとかでいいのか、もう少し、本当にやるべきものというのを絞るということをお考えいただき、これは長期的と申し上げたのは、多分、一度進むと元へ戻れなくなる可能性が高いということで、慎重な議論が必要だということ。

もう一つは、これは比較的短中期的かなと思いますが、9から11に関して、行政的に可能かは私は判断できないんですけれども、何かモデル地域だとか、モデル特定行政庁を作って、少し先進的なことを先進的にやらせるという制度というのは可能かなと。その辺を総務省あたりとご検討いただけないかなと。

それから、蛇足かもしれませんが、11の不具合情報、これ、日本建築防災協会のヒヤリハットというものの開設状況は今、問題点をご紹介いただいたのですが、これは日本建築防災協会も各地域にいわゆるコンパニオンサエティを持ってますよね。そういうところからの情報を吸い上げるようなことを日本建築防災協会に考えてもらうということを是非進めていただけないかなと思います。多分、利用者それぞれは地域の団体に情報が集まるということで、例えば静岡であれば、静岡県建築事務所協会とか、そういったところが、特定名称は正確じゃありませんけれども、関連団体ということであれば、そこからの情報を吸い上げるようなことを少し日本建築防災協会に考えてもらう。

以上でございます。

何か私だけ最後発言しましたけれども、もう少し皆さん方からご意見ございますか。

【委員】 昇降機ですけれども、この数が67万、これを定期報告しなさい、これだけの数を本当にチェックできるのかという話ですが、またヒヤリハットですけれども、建物の中に置いたとき、周りを含めた管理は多分、建築基準法でうまくいくと思うんですけれ

ども、昇降機のハードウェアそのものは実はかなり違う話ですね。機械安全のほうでヒヤリハットを聞きなさいというと、現実には相当な数になるはずですが。本当に日本建築防災協会に集まったとき、処理できるのかという実効性の問題があります。今は来ないからいいというのではなくて、来ないところは多分間違っていて、本当は相当あるはずですが。現場でエレベーターやその周りの状況がどうなっているかと思うと本当はヒヤリハットって相当あるはずですが。それが出てこないということは本気で報告していない。本気で出したとき、多分、処理できないだろうという危惧はあります。

【部会長】 はい、ありがとうございました。情報が逆に多過ぎちゃうと、希薄になってしまうという可能性があるという点のご指摘だったと思いますので、もし必要な情報がある程度重要なものと一般のものを分けるというシステム。

【委員】 そうです、分けないとだめですね。

【部会長】 それに対する、誰がやるのかという、ちょっと今ペンディングですけども、そういう問題があるというご指摘という。

【委員】 何点か申し上げます。資料9の定期報告につきましては、例えば報告率を上げることだけを考えるとかということじゃなくて、最も大事なところが何なのかと。例えば指定の仕方が問題だということだったら、そこから入っていかないと、報告率を上げるだけだったら、指定している件数を外せばいいわけです。それが、ベッド数が減ったから外しましたとか、お医者さんがいなくなったから、患者も減りましたから、もう数を減らしますと。一体何を最優先して、的確な定期報告になっていくのか。だから、あれもこれもというものがそのとおりでできれば一番いいのですが、限られたリソースをどういう順番にやっていくのがいいのかということで、検討をお願いしたいと。

それから、資料10につきましては、私はしっかりやりなさいということは、非常に結構なことかもしれませんが、どうやっているのか、しっかりとやっていることなのかということが、多くの方にはなかなかピンとこないんじゃないかならうかと。だから、こういう維持保全計画はいいものの例ですよという、何かお勧めのものの維持保全計画のひな形みたいなものをつくるのか、用意するとかということもあわせて、あるいはそういうことを先行してやっていかないと、作りなさいと言われても、非常に困るんじゃないかならうかと。

それから、不具合情報の話ですが、これは例えばいろいろな運行設備等に関しても、ヒヤリハットというのは、利用者が感じることであって、所有者、建物管理者に一々そんな情報を、例えば私が今日ここへ来るときに、エレベーターのボタンを押して変だったよと

いうことを、国交省の窓口はどこかしらと一々そんな届けないですよ。ですから、所有者が本来持つべき情報と、利用者はそういうことを感じて、一々そういうことを告げない可能性があるわけですので、たしか定期報告の中に、そういう情報を入れるべきだと、入れることはいいのですが、知らないものは知らないよねということもありますので、その点は仕組みとか基準をつくる側がちゃんとわかっているよと、わかるような形で示していただく方がいいのではないのでしょうか。そうでないと、あれも書け、これも書け、これも書けとって、何となく全体がピンボケになってしまって、結局今までどおりでいいかしらということになりかねないので。

ということで、結論、私の意見をまとめますと、少しめしはりをつけて打ち出していないと、何か漫然と全部をやりますよという答えも間違っていないと思いますが、少しめしはりをつけたような表現にしていだければというのが私の意見です。

**【部会長】** はい、ありがとうございました。

**【委員】** 私もヒヤリハット情報というところで、先ほどお話があったように、非常に多いような気もするし、ヒヤリハット情報って、全然ないような気もするんです。普段何も情報がないときというのは、安全な状態で、安全なゾーンで物事が進んでいるときに、例えば昇降機だとか遊戯施設でヒヤリハットというのはどういう状況かと考えると、出た瞬間にそれはもう事故か不具合に分類されるケースが非常に多くて、例えばジェットコースターに乗っていて、よく見ていたら、骨組みのボルトが1本飛んでいったのが見えました。これはヒヤリハットで、安全率上はまだ大丈夫だよと言われても、これはもう事故か不具合になるわけですし、エレベーターだろうがエスカレーターだろうが、何かそういうことが起きれば、必ずそれはもう事故か不具合に分類されるわけです。

かといって、エスカレーターでどきっとしたとかいうと、何か駆け上がってくる人にぶつかられて、落っこちそうになりましたというのは、本来のエスカレーターの安全性上の問題とどう切り離すかとか、酔っ払いに絡まれないようなエスカレーター構造を提案しなきゃいけないのか、非常にヒヤリハット情報って、集めても、どう安全性につながるかという分類は、誰がどうするかという方法論もなかなか難しいんじゃないかという気はします。

**【部会長】** 例えば建築でいくと、浴室でスリッピーな床みたいなことだと、こういう床だと滑るという、まだ腰の骨は折れないけれども、というようなものはヒヤリハットの情報だと私は理解します。

【委員】 関連して、機械類の安全みたいなものを担保する上では、例えば簡単なことではないかもしれないですけども、センサーみたいなものをうまく取り付けておいて、不具合を感知するというようなことはある程度自動的にできたり、それを通報システムにつなげるというようなことは、システム上は可能かと思うんですけども、ヒヤリハット、人から見てというのは大変難しい話かなというのを感じて、そこの切り分けはやっぱり何か線引きをしたほうがいいかなと思いました。

【部会長】 今もご意見ということで、議事録に残しておいていただければと思います。いかがですか、他にご意見ございますでしょうか。

それでは、今日、これについて特に結論というわけではなくて、今日皆様方から9、10、11について特にご意見をいただいたと思います。この委員の中では、団体を代表されている方もいらっしゃいますので、お持ち帰りいただいて、もし付加的なものがございましたら、11月半ばぐらいでいいですか、それまでに事務局のほう、具体的には事務局にお伝えいただくということで、処理させていただきたいと思います。各委員方にあっても、ちょっと考えてみたら、こういうこともあるのではないかということがあれば、是非お寄せ下さい。

一応これで予定した議題は終わりました、あとその他についてでございますけれども、これは事務局のほうから次回の予定は。

【事務局】 事務局のほうから報告とお知らせを申し上げたいと思います。1点、以前、8月の段階でご紹介させていただいておりましたが、総合技術開発プロジェクトというものがございます。これはエレベーター、遊戯施設を含めたいろいろ動く物系といいますか、そういった関係の技術面中心に議論をしていく総合技術開発プロジェクトというのが、筑波の国土技術開発総合研究所で今進められております。その委員会が先週金曜日から立ち上がりまして、活動を始めました。委員長には、委員としてご出席の〇〇、遊戯施設の関係で〇〇、エレベーターの関係で〇〇にお世話になっております。主にテクニカルな面について中心にご議論をいただいて、場合によってこの部会とまたいろいろな連携をとりながら議論を進めていければとも考えているところでございます。まずはご紹介だけさせていただきます。

それから、この部会、次回でございますけれども、いろいろ事前に委員の先生方からご予定を聞きまして、あいにくご都合が合わない方がいらっしゃるかもしれませんが、最大公約数というところで、12月21日金曜日の午前中10時から12時までの予定で

開催をさせていただきたいと思います。場所はこの11階の特別会議室でございます。また改めてご案内を差し上げたいと思いますので、ご予約のほうよろしくお願いを申し上げます。

事務局のほうからは以上でございます。

**【部会長】** はい、どうもありがとうございました。少し予定の時間を超えましたけれども、本日は長時間にわたるご検討、ありがとうございました。先ほどちょっと私からお願いをいたしましたけれども、資料9、10、11についてご意見がありましたら、ぜひ事務局のほうにお寄せいただくようお願いしたいと思います。

以上をもちまして、本日の部会、終了ということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —